

## ○ 急性心筋梗塞の回復期治療を担う医療機関

県が実施した調査において、次の項目を満たすと回答した医療機関を急性心筋梗塞の回復期治療を担う医療機関として位置づけた。

〈選定基準〉

- ① 有床の医療機関のうち以下の施設基準に相当する施設であって、医療機関が掲載を了解した場合
  - a 心大血管疾患リハビリテーション料Ⅰ
  - b 心大血管疾患リハビリテーション料Ⅱ
  - c a b以外で急性期治療に指定された医療機関
- ② 自施設以外の職員も参加できる研修会を開催できること